

旭川市包括的支援体制整備検討会開催要綱

(趣旨)

第1条 日常生活上の支援が必要な高齢者、障がい者、子育て世帯、生活困窮者等（以下「高齢者等」という。）が、住み慣れた地域で、地域の人々と交流し、不安や孤独を感じることなく、安心して在宅生活を続けるための生活支援・介護予防サービス（以下「生活支援等サービス」という。）に係る体制の整備その他これを促進する事業について検討するため、旭川市地域まるごと支援員等による包括的支援体制整備事業実施要綱第8条第2号に規定する第1層協議体として、旭川市包括的支援体制整備検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 生活支援コーディネーターの組織的な補完
- (2) 地域ニーズ及び既存の地域資源の把握並びに情報の見える化の推進
- (3) 生活支援等サービスに係る企画、立案及び方針の策定
- (4) 地域づくりにおける情報交換、意識の統一及び働き掛け
- (5) その他事業に関して必要な事項

(参加者)

第3条 検討会の参加者は、次に掲げる者のうちから、市長が参加を依頼した者とする。

- (1) 地域における困りごとを抱える市民の生活の支援等に係る関係者
 - (2) 生活支援コーディネーター
 - (3) 地域包括支援センターの職員
- 2 検討会の参加者は15人以内とする。
- 3 検討会への参加期間は、市長が参加者として決定した日（以下「参加決定日」という。）から参加決定日が属する年度の3月31日までとする。ただし、再度検討会の参加者となることを妨げない。

(進行役)

第4条 検討会に進行役を置き、参加者の互選によりこれを定める。

(会議)

第5条 検討会は、市長が招集する。

2 検討会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 参加者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、福祉保険部福祉保険課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。